

新型コロナウイルス感染症に関する 町民の皆様へのお願い

新型コロナウイルスの感染症に関し、政府は、4月7日に東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県、大阪府、兵庫県、福岡県に緊急事態宣言を発令しました。

このような状況を踏まえ、出雲崎町での感染予防の観点から、町民の皆様には、次のような対応をお願いいたします。

・「緊急事態宣言」の対象地域に指定された7都府県(東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県、大阪府、兵庫県、福岡県)への不要不急の往来は控えてください。

・「緊急事態宣言」の対象地域から、家族、親戚、知人等の帰省を自粛してください。やむを得ず帰省された場合には、2週間程度、不要不急の外出を控えてください。体調に不安を感じた場合は、長岡保健所の「帰国者・接触者相談センター」(電話:025 8-33-4932)にご連絡ください。

・3つの密、「①密閉空間であり換気が悪い場所(密閉)」、「②手の届く距離に多くの人がいる場所(密集)」、「③近距離での会話や発声がある場所(密接)」の条件が重なる場所を避けることに加えて、「3つの密(密閉、密集、密接)」のどれかに該当する場所についても、できるだけ避けてください。

町民の皆様には、引き続き、不要不急の外出を控え、こまめな手洗い、咳エチケットなどの感染予防の徹底をお願いいたします。

感染を予防し、拡大を防ぐためには、町民お一人、お一人の感染予防に対する行動が重要です。町民皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

令和2年4月15日

出雲崎町長 小林 則幸